

景観計画書【景観形成特別地区__上野恩賜公園周辺（Aゾーン）】

（建築物の建築等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
<p>（記載欄）景観に関する計画全体の考え方や特に配慮した点等を記載ください。</p>	
配置	<p>■ゆとりを持った配置とする。</p> <p>■敷地内やその周辺に歴史的・文化的な資源や保全すべき樹木等がある場合は、それらを活かした配置となるよう配慮する。</p>
	<p>（記載欄）上記内容を踏まえ、配置に関して配慮した点を記載ください。</p>
高さ・規模	<p>■上野恩賜公園内の樹木の高さを著しく超えない高さとする。</p> <p>■世界文化遺産である国立西洋美術館をはじめとする近現代建築物等に配慮した高さ・規模とする。</p> <p>■長大な壁面は避ける。</p>
	<p>（記載欄）上記内容を踏まえ、高さ・規模に関して配慮した点を記載ください。</p>
形態・意匠・色彩	<p>■上野恩賜公園周辺の歴史資源や文化・芸術資源を活かし、引き立てるようにする。</p> <p>■上野恩賜公園周辺の歴史・文化・みどりや不忍池の水辺と調和したデザインとする。</p> <p>■建築物に附帯する屋外設備等がある場合は、次の事項に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上野恩賜公園内の通路やその他通りから見えない位置に配置する。 ・周囲から見えないよう建築物と一体的に計画する。 ・見える場合は、目隠しフェンス等で修景を行う。ただし、目隠しフェンス等が、周辺の建築物や上野恩賜公園の樹木から突出した高さとならないようにする。 <p>■配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮する。露出する場合は、目立たないものとなるように配慮する。</p> <p>■建築物の色彩は、周辺との調和を図り、次の事項に配慮する。</p>

<p>(続き) 形態・意匠・ 色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「建築物等における色彩の基準（台東区景観計画 P100）」における色彩計画の基本的な考え方や色彩方針を参考とし、計画を行う。 ・色彩基準に適合するものとする。 <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、形態・意匠・色彩に関して配慮した点を記載ください。</p>
<p>外構・緑等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■上野恩賜公園内の重要な樹木や不忍池の水辺等に配慮したオープンスペースを設けるよう配慮する。 ■緑化にあたっては、次の事項に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・上野恩賜公園のみどりとの連続性に配慮し、屋上緑化や壁面緑化も活用し、積極的に緑化を図る。 ・上野恩賜公園の樹種と親和性のある樹種の選定を図る。 ・四季が感じられるような樹種を取り入れるよう努める。 ■景観資源を引き立たせるため、ライトアップされた景観資源の周辺等では、明るさを抑制する等、周辺の景観に応じた夜間景観の形成を図る。 <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、外構・緑等に関して配慮した点を記載ください。</p>
<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■地域別に定められたガイドライン等がある場合は、当該ガイドライン等の内容を踏まえ、本基準と併せて双方の基準に配慮する。 ■景観まちづくり協定の区域に該当する場合は、その協定の内容を尊重した計画とする。 <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、該当がある場合は配慮した点を記載ください。</p>